報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和４年４月26日
四国行政評価支局

国の官署における自転車損害賠償責任保険への加入の促進等について

－四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省四国行政評価支局が四国４県の県庁所在地に所在する国の官署のうち、111官署を対象に、全国で初めて、国の官署における自転車損害賠償責任保険等（以下「自転車保険」という。）への加入状況等について調査しました。

【背景事情】

○　近年、自転車利用者が加害者となる事故において賠償金が高額となる事例あり。また、加害者が自転車保険未加入のため、賠償が速やかに行われていないとの声あり。

○　四国４県では、人口千人当たりの自転車事故発生件数が全国の中でも中上位に位置し、自転車事故１件当たりにおける死亡者数は全国平均に比べ２倍以上

○　自転車の安全利用に関する条例等において、愛媛県は令和２年４月から、香川県は本年４月から自転車保険への加入を義務化し、その他の２県は努力義務としています。

【当局の対応】

○　令和３年７月、香川県内の行政相談委員（※1）から、国の官署における自転車保険への加入を進めるべきとの委員意見（※2）が提出されました。

○　意見を受け当局は、四国４県の県庁所在地に所在する国の官署のうち、111官署の自転車保険加入状況について調査

（自転車保険に加入しているのは令和３年４月１日現在で16官署（14.4%））

（今回の調査を契機に、42官署が自転車保険に新たに加入、又は近々加入手続を行うこととなりました。）

○　調査結果を基に、四国地域行政苦情救済推進会議（※3）（座長　三野（みの）　靖（やすし））の意見を踏まえ、当局は、調査対象官署のうち、自転車保険への加入が義務である香川県内又は愛媛県内に所在し、自転車保険に未加入で、かつ、当面加入する見込みのない官署（12官署）に対し、自転車保険への加入について検討するよう、あっせんしました。

〔参考〕

（※1）行政相談委員とは、総務大臣から委嘱され、行政に関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っている民間有識者です。

（※2）委員意見とは、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条の規定に基づき、行政相談委員が日常の委員活動で得られた、行政運営の改善に関する改善意見を総務大臣に対して述べることができる制度です。

（※3）四国地域行政苦情救済推進会議とは、国民から受けた行政相談の解決に当たり、国民の立場に立った行政苦情救済推進活動を一層推進するため、総務省四国行政評価支局長が委嘱した民間有識者からの意見を聴く会議です。

＜構成員＞（敬称略・座長以外50音順）

座長　三野　　靖（香川大学法学部教授・法学部長）
委員　柏原 良教（四国経済連合会常務理事）
委員　兼間 道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）
委員　木下　　亨（四国新聞社編集局多メディア担当部長兼論説委員）
委員　久保 正範（香川行政相談委員協議会会長）
委員　橋田 行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）

【連絡先】
総務省四国行政評価支局
担当：髙橋
電話：087-826-0675　FAX：087-826-0677
E-mail：skk32@soumu.go.jp

別　紙

国の官署における自転車損害賠償責任保険への加入の促進等について

＜四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん及び参考連絡＞

委員意見要旨

国の官署は、自転車事故の被害者への損害賠償金が迅速に支払われること及び自転車保険への加入の範を示す意味から、自転車保険への加入を進めるべきである。

四国４県では、他の都道府県に比べ人口千人当たり自転車事故発生件数が多く、また、自転車事故１件当たりにおける死亡者数も全国平均に比べ２倍以上と高い状況であることを踏まえ、四国４県の県庁所在地に所在する国の官署のうち、111 官署の自転車保険への加入状況について、調査しました。



ポイント（その１）

調査対象官署における、ⅰ）自転車保険の加入状況、ⅱ）未加入の場合、その理由、ⅲ）未加入の場合、今後の加入方針について調査

＜調査結果＞

◎ **調査時点（令和３年４月１日現在）で自転車保険に加入している官署は、調査対象 111 官署のうち 16 官署（14.4％）**

未加入の理由（複数回答あり）

・加入は義務ではないため	46 官署
・国家賠償法で対応するため	44 官署
・条例等を知らなかったため	22 官署

今後の対応方針（複数回答あり）

・上部機関から指示があれば加入	47 官署
・義務化されれば加入	29 官署
・速やかに加入	10 官署

＜四国地域行政苦情救済推進会議の意見＞

人口千人当たりの自転車事故発生件数が全国の中でも中上位に位置している四国４県の現状等を踏まえ、国の官署は、自転車事故の被害者の迅速な救済等の観点から、地域の実情に則して、進んで自転車保険に加入することが求められる。

＜あっせん＞

調査対象官署のうち、自転車保険への加入が義務である香川県内又は愛媛県内に所在し、あっせん時点において自転車保険に未加入で、かつ、当面加入する見込みのない官署は、自転車事故の被害者の迅速な救済等の観点から、地域の実情に即して、自転車保険への加入について検討すること。

今回の調査を契機に、42 官署が自転車保険に新たに加入、又は近々加入手続を行うこととなりました。



自転車が安全・安心に利用されるためには、まず、自転車事故が発生しないよう、自転車の適切な点検・整備の実施などの予防的な措置を講ずることが重要と考えられます。このため、自転車保険への加入状況の調査に加え、調査対象官署における自転車の点検・整備状況等についても調査することとしました。



ポイント（その 2）

平成 30 年度から令和 2 年度までの間のうち、調査対象官署 111 官署における、ⅰ）公用自転車の点検・整備状況、ⅱ）職員に向けた自転車の安全利用等に関する情報提供の実施状況、ⅲ）自転車通勤職員の自転車保険への加入確認状況について調査

＜調査結果＞

ⅰ） 公用自転車の点検・整備を行っている官署は 45 官署（40.5％）

ⅱ） 職員に自転車の安全利用等に関する情報提供や講習等を行っている官署は 81 官署（73.0％）

ⅲ） 自転車通勤職員の自転車保険加入状況を確認している官署は 19 官署（17.1％）

また、公用自転車の点検・整備状況等を調査する中で、「公用自転車の利用者が利用時に点検する項目をわかりやすく工夫して伝えている例」や、「複数の省庁が協力して交通安全に関する講習会を開催している例」等、他の機関にとって推奨的と思われる取組がみられた。

＜四国地域行政苦情救済推進会議の意見＞

自転車が安全・安心に利用されるためには、自転車保険への加入のほか、自転車事故が発生しないよう、最新の交通ルールの周知や、自転車の適切な点検・整備の実施などの予防的な措置を講ずることも重要である。

＜参考連絡＞

国の官署において、今後更に、ⅰ）公用自転車の点検・整備、ⅱ）職員に向けた自転車の安全利用等に関する情報提供、ⅲ）自転車通勤職員の自転車保険への加入確認が推進されるよう、調査対象とした国の官署及び四国 4 県に対し、現状及び推奨的な取組について参考連絡する。

国の官署における自転車保険への加入促進等　調査対象111官署一覧

府省庁	番号	官署名	所在県
内閣	1	人事院四国事務局	香川
内閣府（公正取引委員会事務総局）	2	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所四国支所	香川
内閣府（警察庁）	3	中国四国管区警察局四国警察支局	香川
	4	中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部	香川
	5	中国四国管区警察局四国警察支局 徳島県情報通信部	徳島
	6	中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部	愛媛
	7	中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部	高知
総務省	8	四国行政評価支局	香川
	9	徳島行政監視行政相談センター	徳島
	10	愛媛行政監視行政相談センター	愛媛
	11	高知行政監視行政相談センター	高知
	12	四国総合通信局	愛媛
法務省	13	高松矯正管区	香川
	14	高松刑務所	香川
	15	高知刑務所	高知
	16	松山学園	愛媛
	17	高松少年鑑別所	香川
	18	徳島少年鑑別所	徳島
	19	松山少年鑑別所	愛媛
	20	高知少年鑑別所	高知
	21	四国地方更生保護委員会	香川
	22	徳島保護観察所	徳島
	23	高松保護観察所	香川
	24	松山保護観察所	愛媛
	25	高知保護観察所	高知
	26	高松法務局	香川
	27	徳島地方法務局	徳島
	28	松山地方法務局	愛媛
	29	高知地方法務局	高知
	30	高松出入国在留管理局	香川
	31	高松出入国在留管理局高知出張所	高知
	32	高松高等検察庁	香川
	33	高松地方検察庁	香川
	34	徳島地方検察庁	徳島
	35	松山地方検察庁	愛媛
	36	高知地方検察庁	高知
	37	四国公安調査局	香川
	38	四国公安調査局松山駐在官室	愛媛
財務省	39	四国財務局	香川
	40	徳島財務事務所	徳島
	41	松山財務事務所	愛媛
	42	高知財務事務所	高知
	43	神戸税関坂出税関支署高松出張所	香川
	44	神戸税関松山税関支署	愛媛
	45	神戸税関高知税関支署	高知
国税庁	46	高松国税局	香川
	47	高松税務署	香川
	48	徳島税務署	徳島
	49	松山税務署	愛媛
	50	高知税務署	高知
	51	国税不服審判所高松国税不服審判所	香川

（注）1　本表は、当局が作成した。

2　調査対象官署は、四国4県の県庁所在市に所在する国の官署のうち、

ⅰ）常駐職員はおらず、近隣の官署からの出張により対応している官署（広島検疫所高知出張所など）や、全職員とも他の官署の職員が兼務している官署（区検察庁など）

ⅱ）公用自転車がない官署（徳島刑務所など）

を除いた111官署とした。

なお、111官署の県別内訳は、次のとおり。

香川：41官署、徳島：16官署、愛媛：28官署、高知：26官署

府省庁	番号	官署名	所在県
厚生労働省	52	国立療養所大島青松園	香川
	53	四国厚生支局	香川
	54	四国厚生支局愛媛事務所	愛媛
	55	香川労働局	香川
	56	高松労働基準監督署	香川
	57	高松公共職業安定所	香川
	58	徳島労働局	徳島
	59	徳島労働基準監督署	徳島
	60	徳島公共職業安定所	徳島
	61	愛媛労働局	愛媛
	62	松山労働基準監督署	愛媛
	63	松山公共職業安定所	愛媛
	64	高知労働局	高知
	65	高知労働基準監督署	高知
	66	高知公共職業安定所	高知
農林水産省	67	神戸植物防疫所坂出支所松山出張所	愛媛
	68	神戸植物防疫所坂出支所高知出張所	高知
	69	中国四国農政局地方参事官（香川県担当）	香川
	70	中国四国農政局地方参事官（徳島県担当）	徳島
	71	中国四国農政局地方参事官（愛媛県担当）	愛媛
	72	中国四国農政局地方参事官（高知県担当）	高知
	73	四国森林管理局	高知
	74	香川森林管理事務所	香川
経済産業省	75	四国経済産業局	香川
	76	中国四国産業保安監督部四国支部	香川
国土交通省	77	四国地方整備局	香川
	78	香川河川国道事務所	香川
	79	徳島河川国道事務所	徳島
	80	松山河川国道事務所	愛媛
	81	松山河川国道事務所松山第一国道維持出張所	愛媛
	82	松山河川国道事務所松山第二国道維持出張所	愛媛
	83	松山河川国道事務所石手川ダム管理支所	愛媛
	84	高知河川国道事務所	高知
	85	高知河川国道事務所仁淀川出張所	高知
	86	高知河川国道事務所高知海岸出張所	高知
	87	土佐国道事務所	高知
	88	四国技術事務所	香川
	89	高松港湾・空港整備事務所	香川
	90	松山港湾・空港整備事務所	愛媛
	91	高知港湾・空港整備事務所	高知
	92	高松港湾空港技術調査事務所	香川
	93	四国運輸局	香川
	94	香川運輸支局	香川
	95	徳島運輸支局	徳島
	96	高知運輸支局	高知
	97	大阪航空局松山空港事務所	愛媛
	98	国土地理院四国地方測量部	香川
	99	大阪管区気象台高松地方気象台	香川
	100	大阪管区気象台徳島地方気象台	徳島
	101	大阪管区気象台松山地方気象台	愛媛
	102	大阪管区気象台高知地方気象台	高知
	103	第六管区海上保安本部松山海上保安部	愛媛
環境省	104	中国四国地方環境事務所四国事務所	香川
	105	中国四国地方環境事務所四国事務所 松山自然保護官事務所	愛媛
防衛省	106	高松防衛事務所	香川
	107	自衛隊香川地方協力本部	香川
	108	自衛隊徳島地方協力本部	徳島
	109	自衛隊愛媛地方協力本部	愛媛
	110	自衛隊高知地方協力本部	高知
	111	自衛隊高知地方協力本部高知募集案内所	高知